

## かぎしっぽの会 会則

### 第 1 条(名称)

本会は、かぎしっぽの会と称する(以下「本会」という)

### 第 2 条(所在地)

本会を次の所在地に置く。



### 第 3 条(目的)

本会は、動物愛護の精神および法律にのっとり、猫の適正飼養を普及啓発し、野良猫や捨て猫の増加を阻み、人と猫との共存を図ることを目的とする

### 第 4 条(活動)

本会は、第 3 条の目的を達成するため以下の活動を行う

- ・山口市が取り組む「地域猫活動」への協力
- ・TNR の周知および実施
- ・猫の不妊・去勢手術(対象の猫の捕獲・動物病院への搬送)
- ・疾病及び負傷した猫の保護および治療
- ・地域猫への給餌
- ・捕獲機の貸し出し
- ・会員による相互連絡会の開催(月に 1 回程度)

### 第 5 条(会員)

本会の目的に賛同し、ボランティアとして共に活動することを望む者を会員とする

### 第 6 条(役員の定数及び選任)

役員は、会長 1 名、1 名以上の副会長・会計・広報を置くこととし、年度最初の相互連絡会において選出する。

### 第 7 条(役員の任務)

会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する

副会長は、会長を補佐し、会長が欠けた時には会長を代行する

会計は、責任者として事業の会計を行う

広報は、広報資料の作成、報道媒体への周知対応を行う

## 第 8 条(役員の任期)

役員の任期は 1 年とする。但し再任を妨げない

## 第 9 条(会計)

本会の運営は、会費その他の収入をもって賄うものとする  
運営費の使用は相互連絡会で決定する。

但し緊急の場合は事後報告によっても承認されることがある

## 第 10 条(会計年度)

本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる

## 第 11 条(設立年月日)

本会の設立年月日は平成 30 年 4 月 15 日とする

## 付 則

本会則は平成 30 年 4 月 15 日から実施する

この会則を実施するため、役員会は別に細則を設けることができる